

中央労基協 Report 令和3年5月



令和3年度中央労働基準監督署の行政運営



【管内概況】中央労働基準監督署管轄区域 = 千代田区・中央区・文京区・島嶼部

千代田区：中央官庁及び全国的に展開する企業、世界的にも著名な企業の本社、銀行業、新聞社等が集中する政治経済の中心。

中央区：証券業、卸売・小売業が集中する商業の中心地。臨海部の開発が進行中。

文京区：古くからの文京地域であり、印刷関連産業、大学、大学付属病院などの教育研究業、大規模病院が多く存在。

伊豆諸島：観光、水産業等が主要産業。(2町6村)

- 管内約7万9千の事業場に約179万人の労働者が勤務
- 全国の上場企業本社のうち、約2割が管内に立地
- 管内では高層マンション、都市再開発事業に伴う工事など大型の建設工事が多く施工されており、請負金額50億円以上の大規模工事の現場数も増加傾向にある(約50~60の現場数で推移)

【令和3年度 中央労働基準監督署の重点対策】

「誰もが安心して働き意欲と能力を発揮できる TOKYO へ」をスローガンに

1 働き方改革のために

- (1) 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- (2) 中小企業等に対する改正労働基準法の周知及び支援並びに新たな働き方に対応した適切な労務管理の導入支援等
- (3) 感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施
- (4) 法定労働条件の履行確保

2 安全で健康に働くことができる職場づくりのために

- (1) 第三次産業を中心とした労働災害防止対策
- (2) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

3 被災労働者とその家族が安心して生活するために



令和3年度 重点対策の具体的内容

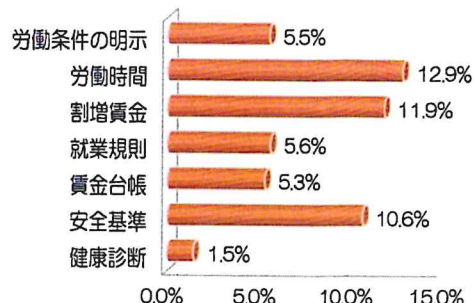
1 働き方改革の推進のために

(1) 改正労基法等に基づく長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止対策

脳・心疾患や精神障害等の労災補償請求件数が高水準で推移し、長時間労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を図るため、次の事項を重点として取り組みます。

- ① 時間外労働・休日労働に関する協定届の適正な締結と上限規制の遵守
- ② 長時間労働（月80時間を超える時間外・休日労働）が疑われる事業場に対する監督指導の実施

臨検監督の違反内容と違反率（令和2年）



(2) 中小企業等に対する改正労働基準法の周知及び支援並びに新たな働き方に対応した適切な労務管理の導入支援等

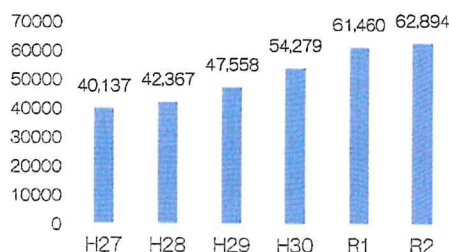
新型コロナウイルス感染症の影響を十分に配慮した上で、中小企業に対する訪問支援活動や、署内設置した「労働時間相談・支援コーナー」等を通じ、改正労働基準法やテレワーク、副業・兼業などの新たな働き方に対応した労務管理の導入支援を丁寧に行います。



(3) 感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施

新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収集に努め、ハローワークと連携して、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施します。また、申告・相談に関しては、労働者の置かれている状況に意を払い、懇切丁寧な対応を心がけるとともに、迅速かつ確実な処理に努めます。特に、感染症の影響による倒産、或いは倒産の危機に瀕した企業に係る賃金不払等については、速やかな監督指導を実施します。

来署・電話等相談件数(年)

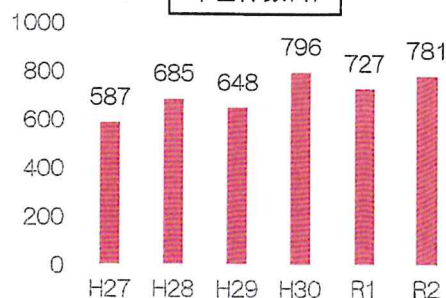


(4) 法定労働条件の履行確保

次のような事案を認めた場合は、事業主から事実確認を迅速に行い、違反が認められた場合は、速やかに是正するよう行政指導を実施し、法定労働条件の履行確保を図ります。また、最低賃金について、あらゆる機会をとらえて周知・広報します（東京都地域別最低賃金は、時間額1,013円（令和元年10月1日発効））

- ① 労働者からの申告・相談・情報に基づき、賃金不払、サービス残業、解雇等の、労働基準法違反が疑われる事案
- ② 高度プロフェッショナル制度導入事業場、特定技能外国人労働者等を雇用する事業場などで、特定分野に関する問題が認められた事案

申告件数(年)

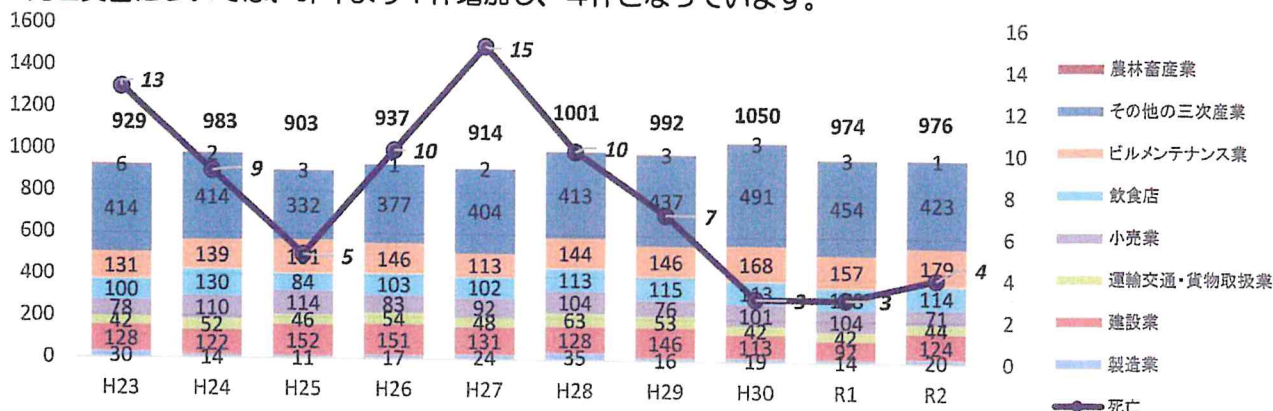


2 安全で健康に働くことができる職場づくりのために



(1) 中央労働基準監督署管内における死傷災害の推移(年)

令和2年の休業4日以上死傷災害は前年に比べ、0.2%（2件）の増加となっています。死亡災害については、昨年より1件増加し、4件となっています。

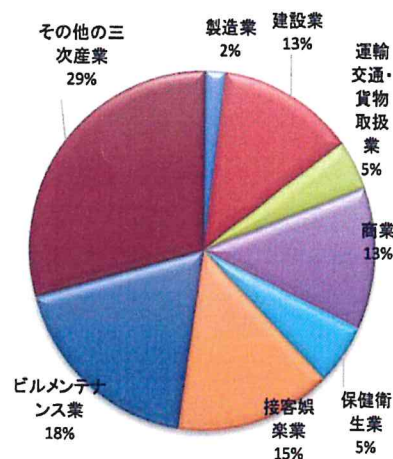


(2) 第三次産業を中心とした労働災害防止対策

第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）の4年目となる本年度は、東京労働局計画目標「死亡災害の15%減少、死傷災害の5%減少」の達成に向け、死傷災害の8割以上を占める第三次産業（小売業、飲食店、ビルメンテナンス業を重点）と死亡災害が多発する建設業を中心に次の取組を重点に進めます。

- 第三次産業（小売業・飲食店・ビルメンテナンス業等）に対して、集団指導・個別指導等を通じ、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり運動」の推進を図ります。
- 建設業に対して、店社による傘下建設現場への指導力を向上させるため、個別指導のほか集団指導や各種安全大会等により指導を行います。また、大規模工事現場に対しても定期的に指導を行います。
- 事故の型別で災害が最も多い転倒災害の防止について、個別指導、集団指導、団体との連絡会議等で「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知を行い、事業場における転倒災害防止対策を推進し定着を図ります。

令和2年休業4日以上災害
(計976件)

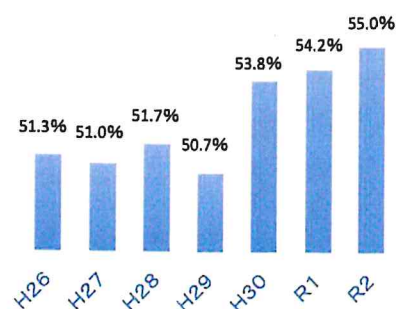


(3) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保推進のため下記の取組を行います。

- 働き方改革関連法による新安衛法等の内容について、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう周知を図るほか、監督・個別指導において、新安衛法による改正項目に対し指導・援助を行います。
- 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく取組を周知し、熱中症予防対策を推進します。また腰痛等の職業性疾病対策の徹底を図ります。
- ストレスチェック制度の実施徹底を図るとともに、集団分析結果を活用した職場環境改善について自主的な取組の推進を図ります。
- 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防が徹底されるよう、感染防止チェックリスト及び業種・業態別マニュアルの周知及び活用の勧奨を実施します。
- 吹き付け石綿除去工事等の届出の徹底、適正な施工について指導し石綿障害防止対策の徹底を図ります。

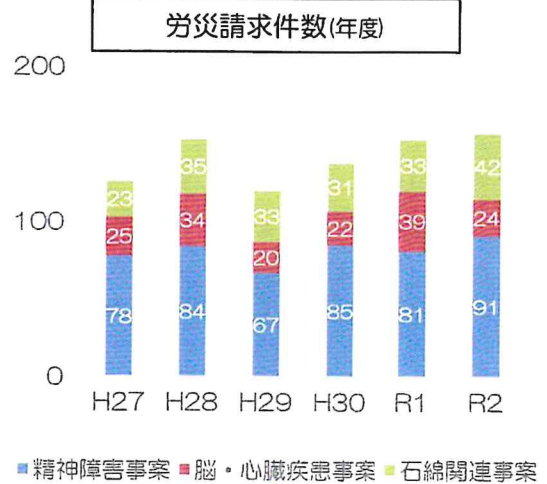
定期健康診断有所見率の推移(年)



3 労災被災者とその家族が安心して生活するために

労災被災者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰できるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、以下の取組を重点的に進めていきます。

- ① 新型コロナウイルス感染症への迅速・的確な対応
- ② 労災補償業務の迅速かつ公正・適正な事務処理の徹底
- ③ 過労死等事案などの的確な労災認定
- ④ 電子申請の更なる利用促進
- ⑤ 労働保険料等の適正徴収
- ⑥ 労働保険の末手続事業の一掃対策の推進



【中央労働基準監督署の組織と主な業務】

第1方面～第6方面

- ・労働条件等の監督指導、災害調査
- ・司法警察事務
- ・労働時間相談・支援（改正労基法の周知）
- ・労働基準法等に係る許可・認定の調査
- ・就業規則、時間外休日労働協定届等各種届出・報告の受理

安全衛生課

- ・労働災害防止、労働者の健康確保
- ・災害調査、特定機械等の検査
- ・計画届の審査・調査
- ・労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告等各種届出・報告の受理

労災1課・労災2課

- ・労働災害に係る保険給付
- ・労働保険の成立、労働保険料算定基礎調査等

中央労働基準監督署

〒112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階

TEL 方面 03(5803)7381 (6階)

安全衛生課 03(5803)7382 (6階)

労災課 03(5803)7383 (7階)

東京労働局ホームページの

「中央労働基準監督署からのお知らせ」をご覧ください

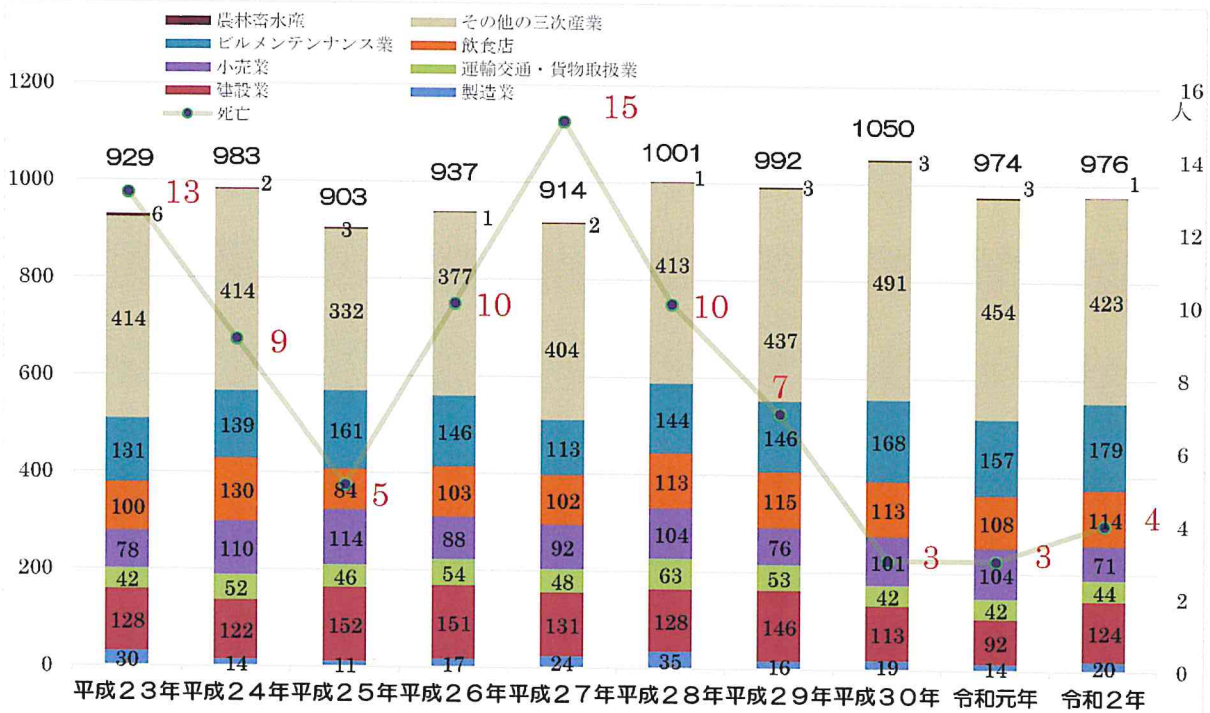
QRコード▶



中央労働基準監督署管内労働災害発生状況（令和3年3月末日現在）

安全衛生課

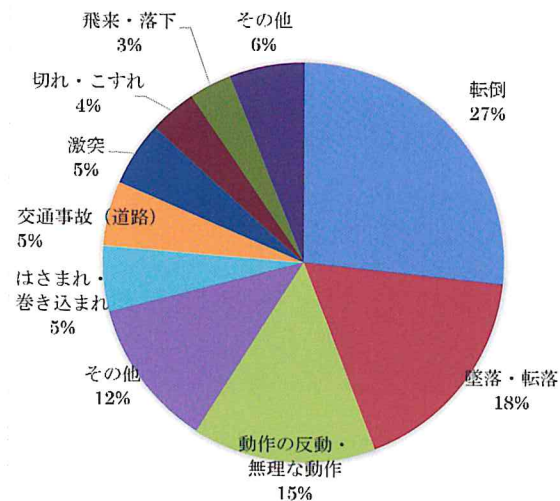
○ 業種別災害発生状況の推移



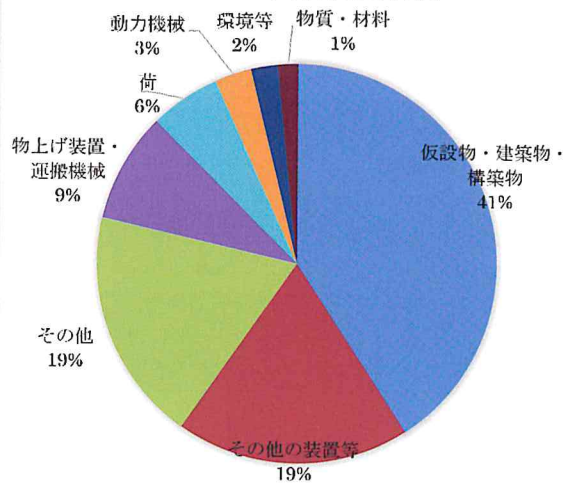
令和2年の休業4日以上の死傷災害は前年に比べ、0.2%（2件）の増加となっています。
死亡災害については、前年より1件増加し、4件となっています。

○ 事故の型別・起因物別災害発生状況

事故の型別災害発生状況



起因物別災害発生状況



事故の型別を見ると、「転倒」による災害が4分の1以上を占めています。「転倒」「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」による行動災害で全体の6割を占めています。
起因物別を見ると、「仮設物・建築物・構築物・構築物等」（通路・階段等）「その他の装置」（はしご・脚立等）によるものが高割合を示しています。

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部 令和3年度講習カレンダー

〔令和3年4月～令和4年3月〕 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

ホームページアドレス <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

講習名	月 日	令和3年度受講費[円] (受講料+テキスト代+税込)	令和3年度													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月		
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	21,200			23～25日					28～30日		11/29～12/1			23～25日	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	14,580			3・4日						14・15日				21・22日	
	石綿作業主任者技能講習	14,580				8・9日							20・21日			
教特別育別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育 (酸素欠乏症・硫化水素中毒危険作業にかかるとの特別教育)	9,700			10日										18日	
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,030		13・14日		5・6日				28・29日					9・10日	
	衛生推進者養成講習	9,500	28日		18日				3日		4日		18日		18日	
	安全管理者選任時研修	(会員)10,500 (非会員)12,500		27・28日		1・2日			7・8日		18・19日		27・28日		10・11日	
	リスクアセスメント担当者研修	(会員)10,500 (非会員)12,500													15日	
	雇入れ時の安全衛生教育	(会員)2,880 (非会員)3,880		12日 14日 19日 23日 26日												
受験準備	衛生管理者試験受験準備講習	第1種3日	(会員)20,000 (非会員)23,000		24～26日		14～16日	18～20日		6～8日		8～10日			2～4日	
		第2種2日	(会員)17,800 (非会員)20,800		24・25日		14・15日	18・19日		6・7日		8・9日			2・3日	
その他安全衛生講習	熱中症予防管理者(指導員)研修	(会員)5,200 (非会員)7,200		10日	15日 29日											
	総括安全衛生管理者講習	(会員)10,400 (非会員)12,400								22日						
	心とからだの健康講座(未定)	無料				(29日)			(17日)							
	新たに選任された衛生管理者のためのセミナー(未定)	無料 【しおり代、715円】		○												
	初級衛生管理者実務講座(未定)	(会員)4,320 (非会員)6,320								○						
人事労務講習等	新規労務担当者向け実務講習	(会員)12,050 (非会員)15,050		17・18日												
	労働保険(年度更新)・ 社会保険(算定)事務手続講習	無料			9日											
	年金講座【2回セット】	(会員)7,650 (非会員)10,650									5日 12日					
	基礎 初級 者	労働基準法等基礎講座	(会員)3,550 (非会員)5,550						6日							
		社会保険【健保・年金】基礎講座	(会員)4,010 (非会員)6,010				30日									
	中級 担当者 向け	労働基準法等実務講座【2回セット】	(会員)8,200 (非会員)11,200									26日	7日			
		労災保険実務講座【2回セット】	(会員)8,310 (非会員)11,310				7日 12日									
		社会保険【健保・年金】実務講座 【2回セット】	(会員)7,760 (非会員)10,760								11日 18日					
		雇用保険実務講座	(会員)3,000 (非会員)5,000		21日											
	事例からみた法令研究講座(未定)	無料											(19日)			
助成金【給付金】セミナー(未定)	無料										(17日)					
女性関連セミナー(未定)	無料												(4日)			
大会等	中央安全推進大会(銀座プロッサム)				22日											
	中央健康推進大会(銀座プロッサム)								14日							

※講習等の日程及び内容に関しては変更になる場合があります。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)

※講習会場は、原則、中労基協ビル4階ホールです。(大会等は、除く。)

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会(略称:(公社)東基連) 中央労働基準協会支部

〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>